

## (第十一部)

## 國第五回 參議院農林委員會會議錄第九號

(1114)

- 昭和二十四年四月二十六日(火曜日)  
午後二時三十六分開会  
本日の会議に付した事件  
○本委員会の運営に関する件  
○獣医師法案(内閣提出)  
○農業協同組合自治監査法を廃止する法律案(内閣提出)  
○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○審議會(種見義男君) それでは只今より農林委員会を開会いたします。本日は公報で御通知申上げておきましたように、議題は農業協同組合自治監査法を廃止する法律案、農業協同組合法の二つは審議院先議になつておきまして、従つて本付託になつておる議案でございます。それから獣医師法案はこの前に予備審査として付託されまして、皆様の御審議を頼わしめた件でございます。この前も非常に御熱心に皆様方の御審議を頼わしめたのであります。だから大筋の質疑は終了したものと思われるのですが、ただ経過的の観点として、現在獣医師の仕事に從事しておる者、或いは又獣医手の仕事に從事しておる者、それからもう一つ獣医師の試験を受ける資格のある者で現在

終了し、この点が唯一の残つた問題でございましたが、たゞ一衆議院の方でお手許にお配りしておる修正案のようないものが今論議されておるようですがあります。この獣医師法案に関する衆議院農林委員会修正案が今議せられておるようでござります。従つてこれが関係方面的の承認を得ますと、こういうような修正案が來るのではないかと思います。そういう關係になつておりますので、獣医師關係の問題につきましては、大体この修正案の來るのを待つて、改めて本付託、本審査として御審議を頼わしめたらどうかと、こういふうに思います。そこでこれ以外のことでも、又これに関連して何かござりますれば、その方を本日は最初に片付けて頂きまして、それから先程申上げました協同組合關係それから自治監査法の廃止、この二つの案件を本日は中心にやつて頂きたいと思います。この委員会に付託されております法律案については、これも表が皆さんの手元にあります。現在の獣医手をどうしろ希望意見が述べられましたが、その御議論の多くは現在の獣医手をどうしろふうにして教育するかというような立場から、いろいろ御意見が述べられたと思うのであります。併しながら農村実態から申ししましても、この人々は多くは協同組合とか或いは共済組合といふような第一線で業務に從事いたしておる人々でございまして、又その地方の畜産事情にも通じ、又從いまして家畜の疾病などについて土産特有の事情にも通じておる人々でありますから、できれば本日中に質疑を終了するような取扱いにして頂ければ非常に行つておりますが、現在十件こちらに参つておりますが、本付託のものが五件でござりますが、段々迫つて参りますから、できれば協同組合關係の方の質疑は内容も簡単のようになりますが、一應

付託でありますのが、同じ食糧關係でありますので、この二つの法律案について大体質疑を大きめにして頂いて休みが続きますので、その間にいろいろ御質疑を頗つて休み明けに最後の締括りが続ります。そういう段取にやつて頂きたいと存じます。そういう順序で本日はお願ひいたしたいと存じます。獣医師法につきまして何か御質問がありましたらこの際……

○北村一男君 前の委員会におきましたで、獣医手の問題につきましたいろいろ希望意見が述べられましたが、その御議論の多くは現在の獣医手をどうしろふうにして教育するかというような立場から、いろいろ御意見が述べられたと思うのであります。併しながら農村実態から申ししましても、この人々は多くは協同組合とか或いは共済組合といふような第一線で業務に從事いたしておる人々でございまして、又その地方の畜産事情にも通じ、又從いまして家畜の疾病などについて土産特有の事情にも通じておる人々でありますから、できれば本日中に質疑を終了するような取扱いにして頂ければ非常に行つておりますが、現在十件こちらに参つておりますが、本付託のものが五件でござりますが、段々迫つて参りますから、できれば本日中に質疑を終了するような取扱いにして頂ければ非常に

付託でありますのが、同じ食糧關係でありますので、この二つの法律案について大体質疑を大きめにして頂いて休みが続きますので、その間にいろいろ御質疑を頗つて休み明けに最後の締括りが続ります。そういう順序で本日はお願ひいたしたいと存じます。獣医師法につきまして何か御質問がありましたらこの際……

○北村一男君 前の委員会におきましたで、獣医手の問題につきましたいろいろ希望意見が述べられましたが、その御議論の多くは現在の獣医手をどうしろふうにして教育するかというような立場から、いろいろ御意見が述べられたと思うのであります。併しながら農村実態から申ししましても、この人々は多くは協同組合とか或いは共済組合といふような第一線で業務に從事いたしておる人々でございまして、又その地方の畜産事情にも通じ、又從いまして家畜の疾病などについて土産特有の事情にも通じておる人々でありますから、できれば本日中に質疑を終了するような取扱いにして頂ければ非常に

付託でありますのが、同じ食糧關係でありますので、この二つの法律案について大体質疑を大きめにして頂いて休みが続きますので、その間にいろいろ御質疑を頗つて休み明けに最後の締括りが続ります。そういう順序で本日はお願ひいたしたいと存じます。獣医師法につきまして何か御質問がありましたらこの際……

○北村一男君 前の委員会におきましたで、獣医手の問題につきましたいろいろ希望意見が述べられましたが、その御議論の多くは現在の獣医手をどうしろふうにして教育するかというような立場から、いろいろ御意見が述べられたと思うのであります。併しながら農村実態から申ししましても、この人々は多くは協同組合とか或いは共済組合といふような第一線で業務に從事いたしておる人々でございまして、又その地方の畜産事情にも通じ、又從いまして家畜の疾病などについて土産特有の事情にも通じておる人々でありますから、できれば本日中に質疑を終了するような取扱いにして頂ければ非常に

付託でありますのが、同じ食糧關係でありますので、この二つの法律案について大体質疑を大きめにして頂いて休みが続きますので、その間にいろいろ御質疑を頗つて休み明けに最後の締括りが続ります。そういう順序で本日はお願ひいたしたいと存じます。獣医師法につきまして何か御質問がありましたらこの際……

○北村一男君 前の委員会におきましたで、獣医手の問題につきましたいろいろ希望意見が述べられましたが、その御議論の多くは現在の獣医手をどうしろふうにして教育するかというような立場から、いろいろ御意見が述べられたと思うのであります。併しながら農村実態から申ししましても、この人々は多くは協同組合とか或いは共済組合といふような第一線で業務に從事いたしておる人々でございまして、又その地方の畜産事情にも通じ、又從いまして家畜の疾病などについて土産特有の事情にも通じておる人々でありますから、できれば本日中に質疑を終了するような取扱いにして頂ければ非常に



興なられて、十五年から同じ教育を受け、その後二ヶ年の専攻科を出た人も、新たに設けられて、その歯医者は一

資格の禁治産、煙草の禁治産とか、飲食の禁治産とかいろいろございましたけれども

ますし、又見識が

だからよく記憶しておらんと思いま  
す。後から衛生課長が参るそうであり

立子からその際にお願ひをいたしたい

があります。牛の結核とか脳炎だと

○政府委員(山根重明君) 私からお答

う御意見は誠に御尤もでありますて、

しまして資質を向上して行くところ

○第三三七章 素議院の修正案の中の  
いわゆる國法第二條の規定といふ場合  
この中の團体というのが、前の意味  
業組合とか或いは農業会というものが  
協同組合に変われば協同組合そのものに

ういう非常に公衆衛生に關係があるのです。しかし、この方が最高か、どちらが本當の最高かと、こういう点でござります。それは後の方から考えますれば公衆衛生上最高である、こうしたことになります。

師の免許を受ける者は、大学を出た者  
ということに十二條に規定になつてお  
りますが、第一條の最高水準を私共が  
抱つておりますのは、大学がいわゆる  
最高学府であるということ、それを反

でありますか、予算の都合上お話をうに今年度は十分に計上できなかつたのであります。が、防疫方面の進退につきましては今後予算の面その他において十分努力いたして参りたいと、かく

選用され行くものと見てこなれて  
すね。

なりますと、普通の医師と同様な技術を要する、こうこうことになるわけ

味では特にないわけであります、御承知のよう、從來の我が國の歴史の水

○板野勝次君 これは前回質問した点

うふうな法律上で終り来る、というよりは、なことにして置かないと、もうそんな團体はないのだということになつて、まさかと、今申しましたように、命令を以て定むる團体というので逃げる道はありません。されども、これははつきりとして置いていた方がいいと思います。

技術という字は使つてありませんので、その關係も一つお聞かせ願いたい、こう思つております。それから三番目には、この法の改正で認められておりまする獸医師及び修正されようといだしてありまする獸医手の方々を、この線まで向上さして

準が端的に申しますと、世界の諸外国に比べれば、相当或る程度低かつた。これを現在の世界的な水準にまで高めで行きたいという意味で最高水準という表現を使つたわけあります。このことは勿論企画衛生の向上の面におきましても、この最高水準の機能がそぞろに段立にござると、う意味をもつてお

能の最高」という字が使つてあるのです。

する政府としての対策が考えられていい

るとお考え願いたいと思ひます。尙若しそうであるならば、一般の医師の知

国家試験に合格することを要すと書いてあるのですが、そういう点から見ると、されば、國家試験を受ける資格のある者は大半を出た者だ。こうしたことでは決まっておりますが、それでこの最高といふ字は受験資格が最高である、「一級」と「二級」が最高の技能だから

それから四番目に獸醫師の資質を高め上するというためにこの法律ができるのです。が、最も大切なのは、家畜の飼育に關することが重大なんですが、本年度の予算を見ますと伝染病にしてから炎にして、こういふようなものの研究費が全額削除になつていたり、或

旨のように承わりましたが、その分野は一般的の医師に分担して貰う範囲であります。而して、獸医師といったしましては、獸医の面を通じてそれが公衆衛生に關係する部面において公衆衛生の向上に寄與する、こうしたことになるであろう、こう考えております。

の最高の学校の技能がここで言ふ最も最高の技能の程度かどうか。或いは本質的に最高といふものを他に考えられて、

いは或るものによると、非常に漸いて、  
るわけですが、こういふ点を考へますと、  
一方では法を出して技能を最高の程  
に達する。一方で、古事記によ

それから次に獣医手の質質なしに其の質の向上のお話が出来ましたが、これは私共もかねてから獣医手の素質向上には、考をいたしておるわけでありまして、

いしたいと思ひます。  
それから「番目には第一條によつ  
て『煮蘿蔔の發達を圖り』と書いてあ  
りますが、その点からいへば、家  
康の立場において最高の技術、こう  
うように考へられますが、その次  
併せて「公衆衛生の圖上」こうじら

て置いて、それでありながら予算の子におきましては、こういう技術の改革達の阻害をするような行き方になりますので非常に困ることになりますが、こういう点に対するお考をお聽かせ願いたい、かように考えおられます。

たしが毎年そのため全国機関所がこれをを集めまして、講習会等の企てをいたしておるわけであります。更に難医師の資格を向上すると併せて、防空の面に力を盡さなければ嘘ではないか、防護關係の予算が殆んど見るべきものがないのは片手落ちではないかと」

第一編 第一章

要でありますので、資質向上といふよ  
うな意味から申しますと、一定の施設  
を持つたところを通つたものが適当で  
ある。こちいふように考えております。

## ○板野謙次君

その点は前回のときに

質問して、大体了解しておるのです  
が、その大学を出なかつたならば、全  
然受験資格にはならないといふ理由

は、つまり実際に医学をして解剖の知  
識についても他の方法によつていろい  
ろなものを利用して自分でやる、併

しろるものよりも素質はもつといふ  
も知れないといふような、独学の士に

対する道がこれでは全く塞がれて來  
る。そういう第十二條のこのようない  
くべき性格といふものが限定されて來  
る。それが或る場合には正規の大学を卒  
業したものよりも素質はもつといふ

うな意味から申しますと、一定の施設

を持つたところを通つたものが適當で  
ある。こちいふように考えております。

## ○板野謙次君

その点は前回のときに

質問して、大体了解しておるのです  
が、その大学を出なかつたならば、全  
然受験資格にはならないといふ理由

は、つまり実際に医学をして解剖の知  
識についても他の方法によつていろい  
ろなものを利用して自分でやる、併

しろものよりも素質はもつといふ  
も知れないといふような、独学の士に

対する道がこれでは全く塞がれて來  
る。そういう第十二條のこのようない  
くべき性格といふものが限定されて來  
る。それが或る場合には正規の大学を卒  
業したものよりも素質はもつといふ

うな意味から申しますと、一定の施設

を持つたところを通つたものが適當で  
ある。こちいふように考えております。

## ○板野謙次君

その点について我々の

受験資格といふものが限定されて來  
る。こちいふような道が説かれてお  
るならば、これが勿論経済的にも裏  
付けされであるのだから、四ヶ年間大  
学に行くといふことはできる。併し今  
の國民の置かれておる経済的の條件で  
は極めて困難じやないか。そういう客  
觀的の條件といふものを一應入れられ  
て、これと同一の学力あるものについ  
ての述を聞くといふことは、毫も第十  
二條の精神を傷つけるものでないよう  
に思われます。そういう特殊の人達を  
教養することも必要と思ひます。

○鶴生三七君 やはり私も板野議員と  
同じ意見であります。正当な実力を保  
持つておるもののが國家試験を受けるこ  
とができるなし。受けて実力がなくて脱落  
するといふなら、これは分りますが、  
試験そのものを受けることができない  
ということは不合理である。現在、

最近になつて高等文官試験制度なん  
かも改革されようとするようなとき

に、その道を行くような規定がこの中  
に入つて来るといふようなことは、ど

うしても私は納得できない。ただ純粹

の学問だけをやつても、例えば施設そ  
の他で実驗學的のことができないとい

うお詫びありますけれども、こういふ  
場合に見習とか或いは助手とかいうよ

うな形で、いろいろところで勉強を

したり経験を積んで、それが決して正  
規の大学を出たものに劣らない実力が  
あつても、それが受験すらできないと  
いふことは原則的に見てどうしても私  
は不合理であると思ふ。従つて私は板  
野議員と全く感と同じくするのであり  
ます。

○板野謙次君 その点について我々の

受験資格といふものが限定されて來  
る。こちいふような道が説かれてお  
るならば、これが勿論経済的にも裏  
付けされであるのだから、四ヶ年間大  
学に行くといふことはできる。併し今  
の國民の置かれておる経済的の條件で  
は極めて困難じやないか。そういう客  
觀的の條件といふものを一應入れられ  
て、これと同一の学力あるものについ  
ての述を聞くといふことは、毫も第十  
二條の精神を傷つけるものでないよう  
に思われます。そういう特殊の人達を  
教養することも必要と思ひます。

○鶴生三七君 やはり私も板野議員と  
同じ意見であります。正当な実力を保  
持つておるもののが國家試験を受けるこ  
とができるなし。受けて実力がなくて脱落  
するといふなら、これは分りますが、  
試験そのものを受けることができない  
ということは不合理である。現在、

最近になつて高等文官試験制度なん  
かも改革されようとするようなとき

に、その道を行くような規定がこの中  
に入つて来るといふようなことは、ど

うしても私は納得できない。ただ純粹

の学問だけをやつても、例えば施設そ  
の他で実驗學的のことができないとい

うお詫びありますけれども、こういふ  
場合に見習とか或いは助手とかいうよ

うな形で、いろいろところで勉強を

の御意見でありますたが、実はそういう  
考え方も勿論否定するわけではない  
のであります。しかし医学に関しまし  
ては人命なり、或いは公衆衛生といふ  
大きな問題に直接繋がるような点も考  
えられまして、本法に限らず医師法そ  
の他の規定におきましても、一應大學  
を卒業するということを受験資格の一  
つに取入れられてゐるわけでありまし  
て、学校を出たからどうといふような  
考え方は、如何にも現行的な考え方の  
ようを感じられますけれども、伝統なり  
医師法等の制度の先例にも習つて、  
医師法等の制度の先例にも習つて、  
本法ではそういう前提がしてあるよう  
なわけであります。

○政府委員(山根東明君) ちょっとと山  
崎さんの御質問に先にお答えいたしま  
す。伝統なり医師なりの経験が削除さ  
れた問題については、先程お話を申上  
げたように、私共としては誠に遺  
憾に思つてゐるわけでござります。

○政府委員(山根東明君) ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてますが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてますが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてますが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてますが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてますが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてますが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてますが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてますが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

と思つてゐるのですが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてですが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君) ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてですが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてですが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてですが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてですが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてですが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてですが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

ちよつと山

崎さん

の御意見でありますたが、さよな点から見ま  
すと、本末顛倒の嫌いがありはせん  
か。こう思つてですが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(山根東明君)

又馬の所有者も去勢の必要を感じてお  
るから、法律によつて強制せなくて  
いい。こう思つてですが、政府の御意見  
を一つお聞きしたいと思います。



れを言ひますと、そういうことは恐らくそれは不可能だらうと思ひます。それでそういう場合には、実は法律の十八條には「歟医師は、自ら診察しないで診断書を交付し」というようなことを規定いたしまして、極めて簡易な病氣については、歟医師がその空虚を聽きましたて、診察しないでもよいというようなものにつきましては、診断書を交付することはできるところも、実体上に掲げてあるのであらまして、後は重要な病氣になりますと、やはりその種によりましても、或いはその他の、何ば離れておりましても重要な法定伝染病の或る種のものになります。他の、何ば離れておりましても重要な法定伝染病の或る種のものになりますと、非常なまだ今でも分らんようなどいいますよりは、非常にむずかしい伝染経路をとるといふようなこともありますので、早期撲滅とか予防といふようなこと、いろいろなことを眞に心配をするということになりますと、或る種の不便はありますしや、やはりそのことはむしろ診察した方が大局的にはプラスになるのじやないかといふようなとの考え方であります。

本で獸医手なり獸医師が余つて困つておれば別であります。これができたのは戰争のために獸医手を認めたのであります。非常に日本の現状の畜産に対する技術の必要なことは言ふまであります。今のお話にありますように何頭單位なんと言つてみても、アメリカのようすうへ自動車で走るところと、日本のようすうへ馬も行かれないような所では、畜産のことは全然違います。それを十分に考えて資格いませんと、資格を論じて四年の大学を出なければ資格がとれないといふことになりますと、要は技術であります。獸医師が長年十五年も資格を貰つて從事いたしておりますのに、今年大學を出たてのぼやくが資格をとつて來たつて間に合ひはしません。それをお考え願つて、よく日本の現状を説いて貰わなければ、こういう法律をもう一層研究し我々も研究して先方へ申出たいと思ひます。畜産局の方でも、もう少し日本の現状に合つたような御研究を願わなければ困ると思ひます。そこで他にも理由がありますが、助長法を去年通されたとき、私はあの資格である。その資格をさつぱり利用しないで、認定試験のような試験をして相ももれらん人を使つて同じことであります。そこでそういうふうなどもも感覺する。そういう人がいろへ言われて困るから、熱心に日本の実情をお話が願ひたいたい。実際に百姓や畜産家が困らんよ

にやつて貢わなければならんと思ひの  
です。私は今日も明日で委員長が決め  
ると言われても、これは決めるわけに  
行かんと思つておる。それで去勢法の  
時分に私は一人で反対した。それは後  
を処置しないから私は反対した。併し  
他の委員さんも賛成されたから私は黙  
つておつたのですが、これも亦そい  
うことになると思ひますから、この際  
大いに研究して向うへぶつかつて、も  
う少し直して貢わなければならん。こ  
のままの法律では日本の現状に即しま  
せん。畜産局の方で、現状に即すると  
いう御意見があれば、今ある獸医手を  
近くなくして、そうして現在の日本の  
獸医で今の日本の畜産家の立場から万  
全が期せられるというお考えがあれば  
承わりたい。

の現状から申しまして、一氣の到達は只今もお尋ねりましたように、これはどうかと思うであります。逐次そういう目的に進んで参りたいといふとした空に浮いた考え方でないことは、附則の経過規定その他に実は現わしたものでありますので、その点は十分御了承をお願いしたいと思ひます。

○岡村文四郎君 理想は私も贊成なんですが、こうあるべきだと思しますが、日本の現状がそうでないことを十分に御認識になり、今般交とか新らしい病院も入つて参りまして、殊に北海道は特別に困つておりますが、まだ出るのだろうと思つております。それから駄賃貧血にしましても、日本では一番これが多いと考えております。そういうふうでどうも日本の畜産に歴史的意義だけが悪いとは言われないのであります。が、段々と非常な目で見方だと違うものと見えて最近馬糞法、牛糞法というものがなくなりましたが、これは畜産といふものを否定した見方だと考えておりますが、あらゆる面にそういう悪いことがありますので、畜産局の方でも万全を期してそうして御注意を願わんとする手段とは大きな食違ができると思つておる。これは思つておるのでなく合はんと思う、そのつもりで是なる理屈だけでは日本の現状に合はんと思つておる。これは思つておるのでなく合はんと思う、そのつもりで是なる理屈は結構ですが、現実と理想が余りにも離れたことにならないようにし

○委員長(橋見義男君) 獣医師の問題はこの程度にして外の法案に移らなければならんと思います。今日は外の法案がまだあるように思いますので、この程度で止めます。  
〔速記中止〕

と本音の立場から申上げますと、今日

を持つておるわけでありまして、今日

りにも離れたことにならないようにし

ら自主を旨とする新らしい農業協同組

合の精神から見ますると、この法律は本態にそくわない、ところの強権的な運営を帶びておるのであります。即ち行 政廳は農業協同組合に対し監査連合会への加入を命ずることができるとか、監査連合会は所轄團体に対し一方的 に監査する権限があること等を終前と

判所の裁決によることにしたのであります。このことは農業協同組合の自主性を尊重し、行政廳の監督権に基く制約を可及的に縮小せんとする趣旨を徹底せしめんとするのであります。

以上が同法案の内容であります。何とぞ御審議の上可決あらんことを希望する次第であります。

手という制度が始まつたのであります  
て、それより先にこの獣医師法が明治  
何年でありますか、大分前からやつて  
おりましたのですが、そのときは中等  
程度の教育であつたのであります。と  
ころが段々と進歩するに従いまして、  
どうしても少くとも専門学校程度でな  
ければいけないといふので、昭和十五年

陸軍の方でも相当強く要望しておる  
し、一應歎医手のこうじょう的な暫定  
的措置を認めよう。併しこれはその当  
時は日華事変でありますけれども、  
事変が終了すると同時に廢止すべきもの  
のだといふ條件と、それから尚あの当  
時は百年戦争とかいろいろ長  
期というような話がありましたので、  
これがなべつてあるまことはない

練られた。それで結局歯科教育は四年の課程をどうしても必要とするのが、その課程で行かなければならん。ですから六・三・四、専業教師の関係は六・三・三の次に一年の予備の課程を置きまして、更にその後に四年と、医者はそのプレメディカルと、もうコースを、確か二年だと思いますが、その後で更に四年、とう、うふうにして、へ……

の点は到底農業協同組合法の趣旨と同立し得ないものがあるのです。更に実際の情勢におきましても農業協同組合は未だ設立早々のうちにありて、この由来から存する監査連合として、その行う監査事業に対しましては関心が薄く、從つて監査連合会の維持運営も極めて困難な事情に立ち至つたのであります。農業協同組合に対する監査事業の必要なことはもとより申す迄もありませんが、農業協同組合員自治監査法は、以上申述べました制度の趣旨において又その実際の状況において、これをこの際廢止することが適当と認めまして、本法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上速かに御可決あらんことを希望する次第であります。

○委員長(橋見義男君) それでは南局の衛生課長が見えましたから、先程羽生さんから御質問のありました獸医手制度が認められた当時の事情を御説明願うことにいたします。

○説明員(齋藤弘毅君) 獣医手が設けられました理由は、戰時中外地の獸医師の需要とそれがら陸軍の獸医師の需要が非常に大きかつたために、内地の獸医師が殆んど動員されまして、何か内地の畜産擁護のために獸医手を養成しなければならん。こういうようになつたのであります。併し御承知のように從来の学校教育におきましても三ヶ年の課程を美習いたしませんとなれませんので、急にはそれに應ずることができなかつたのであります。それで暫定的手段としまして、

の獸医教育は、十二年の猶予期間を設けまして、大正十五年から十二年の間に全部専門学校程度に昇格させる。そういうことに十五年の法律で決まりました。それで、丁度全部が専門学校になりますのは日華事変のちよと前に完成しました。それと同時に日華事変が始まりましたので、今申上げたような獸医の不足という事態にぶつかったわけでもあります。

ん。併し無制限にこれを存続させると  
いうことはできな。一應十年とし  
ことを限つて十年ごとに更新するよう  
にしておら。そういうような條件附で中  
央衛生会という所も通つたわけであり  
ます。

それでこの歯医手の法律に關しま  
ては終戦後すぐ占領軍が参りますと同  
時に我々の係の方に、あれは戰時特例  
であるし、早急に廢止しなければいか  
んというよろな指示を貰つてなりますよ  
うな事です。現在問題になつております  
関係がありますので、急に廢止するこ  
とがなかへじろへの点で困難でな  
りましたので、いろいろと言訳をしま  
して只今まで続いて來たわけであります  
が、今度丁度六・三・三・四の新學制が

向看護婦の養成、そういうよくなき方面の学校教育の根本が向うの教育部、文部省その他で決定になつたわけで、獸医関係の方もそれによらなければならぬ。どうしてもそなりますと獸医師法の關係も改正しなければならない。それに伴つてこの獸医師法の廢止がどうしても止むを得ないといふような事情になつたわけあります。以上が大体の経過でござります。**○委員長(櫛見義男君)** 何か質問がござつたらどうぞ……今のお話でいいますと獸医手といふ制度を設けたのは、一般歯科医師の資格よりも程度を低くして、そろして急場の需要に應じた、こということですね。ところが先程表を提出せられての説明を聽きますと、例えば

次に農業協同組合法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明いたします。改正事項は二つござりますが、その第一は、農業協同組合と実質的に競争関係にある事業を営んだり、又はこれに從事している者が組合の役員や主要職員に就任することを禁止することでありまして、会社法令等にもあります、いわゆる競業禁止の條項であります。

第二は、行政廳による解散命令などを出し、法令違反等により事実解散を認める場合は、行政廳の申立によって裁

從來専門学校程度の課程を終了しなければ獸医師の免状をもらといふことになつてゐた外に、専門学校を出ませんでも、専門学校程度で中途退学一年とか、或いは中等学校を出まして、農学校で以て一定の解剖学を何時間とか、或いは生理学が何時間とよぶような、一定の基準を設げた課程を終した者は、一應その國家試験の受験資格を與えて獸医師とする。こうして、やうな資格を講じたわけでありますが、それでも到底この厖大なる需要賄うことのできない。それでこの獸

のたいたに専手の生を法に論するにいたり、その教育はどうしたらいいかといふこと

の者を関係方面から集められまして、その教育に関する案を三年間に歟。新制大学を始めなければならぬといふような時期になつておりますので、最近いろいろ関係方面から強く要望されまして、獣医師審議会といふような民間の各方面的獣医教育に関する

者があつて、新制の獣医学校に入らなければならぬ時期になつて来ておられます。新制大学を始めなければならぬといふような時期になつておりますので、最近いろいろ関係方面から強く要望されまして、獣医師審議会といふ

者があつて、新制の獣医学校に入らなければならぬといふような時期になつて来ておられます。新制大学を始めなければならぬといふような時期になつて来ておられますので、最近いろいろ関係方面から強く要望されまして、獣医師審議会といふ

る。そこで甲種農學校の獸医科の卒業生に関する限りは、獸醫師もそれから獸医手も同じ資格じやないか。同じ資格なのに獸医手と獸醫師との區別を、たまく昭和十五年を境にしてやつておるのはおかしいじやないか。こういふことを言われておるんですが、そちらになりますと甲種農學校獸医科卒業生に関する限りは、同じ資格で昭和十五年を境にして、一方は獸醫師になり、一方は獸医手にしかなれない、これは如何にも変なので、同等に取扱つたらいいんじやないか、こういう意見が出ておりますが、その点はどうなんですか。今のお話で行くと甲種農學校卒業生が三年間の修業年限を経て獸醫師になるのは、本来は獸醫師法では認められないで、たまく大正十五年の法律改正によつて十二年間の猶予期間を設けられたその人間だけが、その期間だけ認められたので、本来は実は整理されるべき対象であつたといいますか、資格條件がらは落ちるどき者が認められたということになるんだけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○山崎義君 更新しておつたでしょ  
う、当時の法律に十年間となつてね  
る、これは更新しておつた管です。そ  
うでなければ疾うに十年間は過ぎてし  
まつておるわけですから……

○委員長(鶴見義男君) ちょっとと速記  
を止めて下さー。

午後三時十八分速記中止

午後四時十一分速記開始

○鶴見義男(鶴見義男君) 速記を始めて下さー。

○岡村文四郎君 競争相手になるとい  
うことには非常に見解が面倒なことが  
起きて來ると思うのですが、今のとこ

るは名目上競争相手にならなければ先ずよからうとい御見解らしいが、これは日本を廣く見てみると、連合会の役員にそういう人が非常に多いようですが。そこで大分氣を付けなければしかるべきだとか、先程お伺いしましたように、自分は農業が本旨であるが、家内事業的に雑貨商をやつてゐる、私はこれも言えば競争相手になると思うのです。これは非常に細部に亘つてゐるからやるのであります。大分研究せねばならんというお話でありますましたが、研究でなしに、相手方の協同組合が無能であるからやるのでありますから、これもきっと競争相手になると思うのです。これはその業務でそのうちの一家が十分立つて行くものを業となつまなづか、家内のものは業とはみなさんかといふ点が、何とかもう少しはつきりできたらできる限り聞かしておいて貰う方がいいと思ふ。

に、家内が雑貨商を営んでおりまする場合において、それが組合の購買事業と競争関係に立つかどうか、その点も十分今後研究いたしてみたいと思います。若しあつても、競争關係にあるものはいはれど、それは、名目上であつても、実質的でありまするところに一つの基準を示して参ることがはつきりできますれば結構であるのでありまするが、その点も十分今後研究いたしてみたいと思います。若しあつても、競争關係に立つかどうかは、やはりここに一つの区画ができるのですれば、非常に都合がいい、と思いますれば、が、今後重ねて研究いたしまして、その上で又改めてお答えを申上げることにいたしたい、と思います。目下のことろは實質上競争關係に立つかどうかといふことを具体的に問題として認定してやつて行きたい。その場合におきまして、予め基準を示すことができれば、その範囲においてお示し申上げたい、と思います。

ないと私は考へております。いろいろな点から考へて、名目上であるとか實質上であるとかいうことから競争關係がないとかあるとかいうようなことが、過去においての物議の因であるから、役員となるところの者は、或いはここに書いてあるような者は、名目上でも実質上でも競争相手になる者はいけない、こういふふうなことをはつきり政府は方針を定めて貰いたいと思つております。

でありまして、私共は関係当局と折衝いたしまして、十六原則とも反する指導精神を、而も薬業協同組合法にも反する精神を、政府がとるということは、非常に苦しい立場にあるので、何とか改めるよう、いたしました。かようなことで、目下関係当局と折衝いたしておるような大失徳であります。私共は成るべく近い将来にこの十六原則の趣旨に副つた方向に持つて行くようにいたしたいと、かように努力をいたす次第であります。

○板野謙次君　今の努力ですがね、実際に十六原則と矛盾した方向ですかね、もう規則から、明日からでもそちらへ、いう矛盾したことのない、ようになつて貰いたいと思うのですけれども、

○委員長(猪俣義男君)　ちよつと伺ひますけれども、十六原則はGHQから日本政府に指令が來ておるのであります。と聞く意味は、上の法では連合会の統合・分立その他組織は自然自由だ、一方は表面に現われていない指令といふことです。指揮なんですね、これは若し十六原則が日本政府に當てられて、この指令とすれば、今の行政指導方針をとつておられる方が、むしろGHQに対して指令違反をやることになるわけなんです。その点どうなんでしょうか。

○説明員(打越國太郎君)　只今の委員長の御質問に対し、お答え申上げます。が、十六原則に対しまして公的なな示が政府にございましたのは、今回国会の法律改正案として提出いたしましたところのこの二点でござります。只今のこの連合会の統合若くは分立の形態につきましては、この十六原則は



法によります。農民の組織に対する制限は、数はちょっとはつきりいたしませんが、以下の場合には作れないと

いうのがございましたですが、その場合におきまして、農林協同組合であり

ますれば十五名以上を以て……

○説明員（打越頭太郎君） 今はお尋ねしておるの

は、協同組合の場合でなくして、協同組

合以外のです。

○説明員（打越頭太郎君） その場合農

林協同組合に成るべくして、そらして

やるようなどいわれなんであります。

○説明員（打越頭太郎君） いや～そらじやなく

て、十六原則の趣旨からいって、事業者團体法に、農民の組織をも含めて行

くといふのは矛盾するかどうかといふ

ことなんですね。これはあなたにお尋ね

するのは無理かも知れませんけれど

も、それを一つ政務次官研究して来て

下さい。

○政府委員（池田宇右衛門君） 研究し

て、十六原則の趣旨からいって、事業

者團体法に、農民の組織をも含めて行

くといふのは矛盾するかどうかといふ

ことなんですね。これはあなたにお尋ね

するのは無理かも知れませんけれど

も、それを一つ政務次官研究して来て

下さい。

○説明員（打越頭太郎君） 私は当局に要望して置

いたのですが、今の統合問題なんか

が農民の自由の原則から当然であると

いうこともありますし、それからこの

程度のもの、統合は、府県単位とか郡

連単位といふものが全部統合されて

も、これは独占禁止法のあれにはなら

んと思うし、又アメリカが一番希望し

ておる日本の自立の欠くべからざる條

件になると想う。そういう点から強く

押して頂きたい。こう考えております。

○政府委員（池田宇右衛門君） 先程藤野さんからの御質問又羽生さんからの御質問については、いずれも農民の自

主的、民主的又協同的に立ち上つた協

同組合の今後の育成に対する大きな指

示のことであると、かように考えてま

す。この点につきましては各委員から

それへ御意見のあつた通り、十六原

則の主体を十分に認識いたしまして、

農業協同組合の今後に延する幾多の悪

条件と申しますか、協同組合の施行に

当りまして、それへ除去すべき点は

十分にこれを取り除きまして、堅実な

農民の本当の自主的協力性を發揮する

ようだ、今後政府といたしましても十

分にその育成方法を取りたいと、かよ

うに決意いたしておるものでございま

す。

○岡村文四郎君 今までの部長のお話

では十六原則は極東委員会から軍事部

に來ただけであつて、日本政府に対し

ては何らの指示もない。あつたことは

今日出した二つだけはあつたのだが、

あとは何もない。こういふわけなんで

すが、お互に十六原則を基準にして

下さる。

○政府委員（池田宇右衛門君） 研究し

ておるのですが、これは一休ぞこは

いろ／＼御質問もしたり御要望申上げ

ておるのですが、これは一休ぞこは

つくりしてないでの、これをやれと言

うんのに、向うの命令を横取りしたよ

うに持つて行くのはおかしいと思うの

ですが、どうなんですか。

○説明員（打越頭太郎君） 農民組織十

六原則につきましては、先程來申上げ

ておりますように、公的な、全般的な

日本政府に対する指示は今日までない

のであります。今回改正案として御提

案申上げましたこの二点を以て、日本

政府に対する公的な第一回の指示であ

る、かように向うは申しております。

○政府委員（池田宇右衛門君） 先程藤

野さんからの御質問又羽生さんからの御質問については、いずれも農民の自

主的、民主的又協同的に立ち上つた協

と出す、かようなことに相成つております。今日までの日本政府に対します

ます。十六原則といたしましてはこの二点

である。その他はまだ正式な、公的な

指示はない、かようなことであります。

○農業委員（鶴見義重君） それでは質疑

は大体この程度にしたいと思います。

明日は、最初に申上げましたように食

糧確保臨時措置法の一説を改正する法

案、これは本付託になつております。

それから食糧管理法の一部を改正

する法律案、これは予備審査として付

託されております。この二つの法律案

を議題にいたしたいと思います。明日は

は十時から開会いたします。本日はこ

れにて散会いたします。

午後四時四十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 楠見義男君

副委員長 羽生三七君

理事 石川準吉君

委員 藤野繁雄君

北村一男君

柴田一君

星加賀操君

鶴川宗彌君

山崎恒君

板野勝次君

國井淳一君

岡村文四郎君

東明君

打越頭太郎君

ワ 制除

農林事務官 鷹藤弘義君

農林事務官 伊藤嘉彦君

農業委員会付託された。

一、農業協同組合自治監査法を廃止する法律案

農業協同組合自治監査法を廃止する

法律

第三條 農業協同組合監査連合会の清

算結了の登記が完了するまでには、農

業協同組合自治監査法は、第一條の

規定にかかるらず、なおその効力を

有する。

第二條 農業協同組合監査連合会は、

解散する。

第三條 農業協同組合監査連合会の清

算結了の登記が完了するまでには、農

業協同組合自治監査法は、第一條の

規定にかかるらず、なおその効力を

有する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行す

る。

2 この法律施行前にした行為に對

する罰則の適用については、この法律

施行後でも、なお從前の例による。

3 農業者團体法（昭和二十三年法律

第一百九十一号）の一部を次のよ

うに改正する。

第六條第一項第二号ワを次のように

改める。

4 前項の場合には、第二項の規定を

準用する。

5 都道府縣知事は、第二項（前項に

おいて準用する場合を含む。）の規定

による都道府縣農業調査委員会の議

決を経たとき又は前四項の規定によ

る法律案

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案

農業委員会付託された。

一、食糧確保臨時措置法の一部を改正

法律

第三條 第百八十一号（一部を改正する

法律）

農業委員会付託された。

一、農業委員会付託された。

農業委員会付託された。

る指示をしたときは、遅滞なくその  
議決又は指示に係る農業計画を公表  
しなければならない。

第五條中「前條第一項又は第二項」  
を「前條」に改める。

第六條第一項中「当該農業計画につ  
いて異議があるときは」の下に「都道  
府縣知事の定める期間内に」を加え  
同項但書を削り、第三項中「第四條第  
一項又は第二項」を「第四條」に改め、  
同條中第七項を第八項とし、第七項と  
して次の二項を加える。

7 第二十五條第一項の規定により地  
方農業調整委員会を置いた場合にお  
いて、前項の規定により都道府縣農  
業調整委員会の議決を経ようとする  
ときは、都道府縣知事は、あらかじ  
め当該地方農業調整委員会の議決を  
経なければならぬ。この場合にお  
いて、当該議決に因つて第四條第二  
項(同條第四項において準用する場  
合を含む)の規定により定められた  
当該地方農業調整委員会の区域に係  
る農業計画及びその実施に關し必要  
な事項の変更を生じたときは、都  
道府縣知事は、前項の規定にかかわ  
らず、当該議決をもつて前項の規定  
による都道府縣農業調整委員会の議  
決に替えることができる。

7 第七條第一項中「生産者に對し」の  
下に「農林大臣の定める様式の書面を  
用する場合を含む」の規定による變  
更があつたときは、その變更後の供  
給第一項の規定による變更を「第八  
條第一項の規定による變更」を「第八  
條第一項の規定による變更の指示」  
本條第一項又は第四項を削り、第五項を  
改め、同條第四項を削り、第五項を  
第四項とする。

第八條を次のよう改める。  
(供出数量の変更)  
7 第二十五條第一項の規定により地  
方農業調整委員会を置いた場合にお  
いて、前項の規定により都道府縣農  
業調整委員会の議決を経ようとする  
ときは、都道府縣知事は、あらかじ  
め当該地方農業調整委員会の議決を  
経なければならぬ。この場合にお  
いて、当該議決に因つて第四條第二  
項(同條第四項において準用する場  
合を含む)の規定により定められた  
当該地方農業調整委員会の区域に係  
る農業計画及びその実施に關し必要  
な事項の変更を生じたときは、都  
道府縣知事は、前項の規定にかかわ  
らず、当該議決をもつて前項の規定  
による都道府縣農業調整委員会の議  
決に替えることができる。

7 第六條第二項中「二十日(第三項の場合は四十日)」とあるのは「三十日」と  
読み替えるものとする。

2 前項の規定による指示があつた場合  
には、第四條第一項、第二項及び  
第五項、第六條、第七條並びに第七  
項第一項及び第三項の規定を準用す  
る。この場合において、第六條第二  
項中「二十日(第三項の場合にあつ  
ては四十日)」とあるのは「三十日」と  
読み替えるものとする。

3 都道府縣知事は、特に必要がある  
と認めるときは、第三條第一項又は  
本條第一項の規定により農林大臣の  
指示する都道府縣別の農業計画又は  
一項中「前條第一項の農業計画に係  
る生産者は、当該農業計画について  
の規定により供出数量の変更を受けない  
場合に限り、農林大臣の承  
認を受け、且つ、都道府縣農業調整  
委員会の議決を経て、第四條(前項  
において準用する場合を含む)の規定  
によつて指示した市町村別の供出  
数量第六條第三項(前項において準  
用する場合を含む)の規定による變  
更があつたときは、その變更後の供  
給第一項の規定による變更の指示」  
本條第一項又は第四項はおひそか準用する  
第四項とする。

4 前項の規定による指示があつた場合  
には、第四條第一項、第二項及び  
第五項、第六條、第七條並びに第七  
項第一項及び第三項の規定を準用す  
る。この場合において、第六條第二  
項中「二十日(第三項の場合にあつ  
ては四十日)」とあるのは「三十日」と  
読み替えるものとする。

5 都道府縣知事は、第二項において  
準用する第四條第一項若しくは第二  
項の規定又は第三項の規定により指  
示をする場合において、供出数量の  
変更を受けない市町村があるとき  
は、その旨を當該市町村長に指示し  
なければならない。

6 都道府縣知事は、前項の規定によ  
る指示をしたときは、遅滞なくその  
旨を公表しなければならない。

7 市町村長は、第五項の規定によ  
る指示があつたときは、遅滞なくその  
旨を公表しなければならない。

8 前項の場合には第六條の規定を準  
用する。この場合において、同條第  
一項中「前條第一項の農業計画に係  
る生産者は、当該農業計画について  
の規定により供出数量の変更を受けない  
場合に限り、農林大臣の承  
認を受け、且つ、都道府縣農業調整  
委員会の議決を経て、第四條(前項  
において準用する場合を含む)の規定  
によつて指示した市町村別の供出  
数量第六條第三項(前項において準  
用する場合を含む)の規定による變  
更があつたときは、その變更後の供  
給第一項の規定による變更の指示」  
本條第一項又は第四項を削り、第五項を  
改め、同條第四項を削り、第五項を  
第四項とする。

9 第八條の二 前條の規定により供出數  
量を増加するときは、食糧事情の許  
す限り、第七條第一項の規定による  
指示を受けた生産者が、当該農業計

第八條 農林大臣は、災害その他實に  
止むを得ない事由に因つて都道府縣  
別の農業計画において定められた數  
量的主要食糧農産物を供出すること  
が困難になつたと認めるとき、又は  
主要食糧農産物の需給の均衡を保持  
するため特に必要があると認めるとき  
は、作況等を考慮し、且つ、中央  
農業調整審議会及び都道府縣知事の  
意見に基き、都道府縣別の供出數量  
の変更及びその実施に関する必要な事  
項を定め、これを都道府縣知事に指  
示することができる。

10 都道府縣知事は、第二項において  
準用する第四條第一項若しくは第二  
項の規定又は第三項の規定により指  
示をする場合において、供出數量の  
変更を受けたときは、遅滞なくその  
旨を公表しなければならない。

11 第一條第一項中「特に必要がある  
と認めるときは」の下に「利害關係人  
の意見をきき」を、「防護林の保全」  
の下に「陰樹の伐採」を加え、第五項  
として次の二項を加える。

12 第一條の規定により指示を受けた  
者が、当該指示に従つことに因つて損  
失を受けたときは、その者の請求に  
より、当該指示に因つて利益を受けた  
者は、市町村農業調整委員会が利  
害關係人の意見をきいて定めたとこ  
ろに従い、これを補償しなければな  
らない。

13 第二十二条中「第八條第五項」  
を「第八條第二項、第四項若しくは第  
八項」に改める。

14 第二十三条中「第八條第五項」を「  
八條第二項、第四項若しくは第八項」  
に「第四條第一項若しくは第二項若し  
くは」を「第四條第一項から第四項ま  
で又は」に改める。

15 第二十四條中「第八條第五項」を「  
八條第二項、第四項若しくは第八項」  
に「第四條第一項若しくは第二項若し  
くは」を「第四條第一項から第四項ま  
で又は」に改める。

16 第二十五条第一項を次のよう改  
め、同條第三項中「当該区域内の市町  
村長で都道府縣知事の指定する者」を  
「その他の者であつて都道府縣知事の  
指定するもの」に改める。

17 都道府縣知事は、必要があると認  
めるときは、区域を定めて地方農業  
調整委員会を置くことができる。

18 第二十六条中「第八條第五項」と「第  
八條第二項、第四項若しくは第八項」  
に「第四條第一項若しくは第二項」を  
「第四條第一項から第四項まで」に改  
めること。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

四月二十二日本委員会に左の事件を付  
託された。

一、農業技術態勢確立に關する請願  
(第五百八十九号)

二、中國四縣林道開設事業費國庫補助  
額に関する請願(第五百九十分号)

三、農業協同組合医療施設に關する請  
願(第五百九十一号)

四、蚕糸業振興に關する請願(第五百  
九十三号)

五、農業協同組合活動の適正化に關す  
る請願(第五百九十四号)

六、木炭簡易倉庫設置に關する請願  
(第五百九十五号)

七、開拓地貢農資金國庫補助額等に  
關する請願(第六百一十二号)

八、木炭簡易倉庫設置に關する請願  
(第五百九十六号)

九、群馬縣片品村地内の牧野貿易計  
画中止に關する請願(第六百三十八号)

十、茨城縣神崎村開拓事業中止に關す  
る請願(第六百二十八号)

十一、群馬縣片品村地内牧野貿易計  
画中止に關する請願(第六百三十八号)

十二、兵庫縣のかる書恒久対策事業費國  
庫補助に關する請願(第六百九十四  
号)

十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(八通)(第七百十六号)

十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

十六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

十七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

十八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

十九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

二十九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

三十九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

四十九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

五十九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

六十九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

七十九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

八十九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

九十九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百六、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百七、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百八、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百九、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百十、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百十一、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百十二、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百十三、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百十四、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)

一百十五、農業災害補償法の強化拡充に關す  
る請願(第六百三十八号)





第五條第三号中「農地」を「前條」

第一項又ハ第六項ニ規定スル土地

又ハ建物」に改める。

第六條第二項中「前項」を「第一

項に改め、同條第一項の次に次の

一項を加える。

都道府縣知事前項ノ許可ヲ爲サ

トスル場合ニ於テ當該許可ニ係ル

農地ノ面積ガ五千坪ヲ超ユルトキ

(同一ノ事業ノ目的ニ供セラル

農地ノ面積ノ合計ガ五千坪ヲ超エ

ル場合ヲ含ム)ハ子メ農林大臣ノ

承認ヲ受クベシ

第六條に第四項として次の二項を

加える。

第一項及前項ノ規定ハ自作農創設

特別措置法第四十一条第一項ノ規

定ニ依リ土地ヲ買受ケタル者其ノ

土地ヲ採草若ハ畜産ノ放牧又ハ農

地ノ開墾若ハ農地ノ開発ニ伴フ土

地ノ利用以外ノ目的ニ供スル場合

ニ之ヲ適用ス

第九條第二項中「期間滿了前六月

乃至一年内」の下に「貯貸人ノ疾病

ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル

爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時貯

貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ期

間滿了前一月乃至六月内」を加え、

同項但書を削り、同條第三項に次の

但書を加える。  
但シ貯貸借ノ解約ガ小作調停法ニ依ル調停ニ依リ爲サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條に第七項として次の二項を加える。

農地ノ貯貸借ニ附シタル解除條件又ハ不確定期限ハ之ヲ定メザルモノト看做ス  
第九條ノ二第二項中「第九條ノ三

各号」を「第九條ノ三第一項各号」

に「同條」を「同項」に改める。

第九條ノ三に次の二項を加える。

前項但書ノ規定ニ依ル許可ハ省略

ヲ以テ定ムル場合ニハ市町村農地

委員会ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコ

トヲ得

第九條ノ四第一項及び第四項中

「前條各号」を「前條第一項各号」

に改める。

第九條ノ五第一項中「行政官廳

を「主務大臣又ハ都道府縣知事」

「第九條ノ三各号」を「第九條ノ三

第一項各号」に改める。

第九條ノ六を次のように改める。

第九條ノ六 削除

第十四條ノ二第二項として次の二

項を加える。

小作調停法並ニ第十條乃至第十二

條及前條ノ規定ハ薪炭林、採草地

又ハ放牧地ノ貯貸借ノ他其ノ使

用收益ヲ目的ニ付スル契約ニ付之ヲ

準用ス但シ此等ノ規定中「小作官

又ハ小作主事」トアルハ「小作官

務ニ從事スル都道府縣吏員ニシ

テ都道府縣知事ノ指定スルモノ」

トス

第十五條第二項第二号中「農地開

闢ノ區分等」に改める。

第十五條ノ二第二項中「第八項」

を「第十三項」に改め、同條第三項

を次のように改める。

委員ハ左ノ各号ノ区分ノニ國シ

被選挙権ヲ有スル者ニ就キ當該區

分ニ國シ選舉権ヲ有スル者ノ選舉

シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 北海道ニ在リテハ五段歩、都

府縣ニ在リテハ二段歩ヲ超エ

ル

第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付

テハ農地ノ面積ハ土地台帳ニ登録

面積ノ小作地ニ付耕作ノ業務ヲ

當ム者ニ掲タル面積ヲ超ユル面

積ノ小作地ヲ所有スル者

ヲ所有シ且ツ小作地ニ付耕作ノ業

務ヲ當ム者ニ在リテハ其ノ者ノ所

有スル小作地ト其ノ者ノ耕作ノ業

務ノ目的ニ供スル小作地トノ面積

ノ差ニ依リ同項各号ノ区分ヲ定

ム

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地

ヲ所有シ且ツ小作地トノ面積

ノ差ニ依リ同項各号ノ区分ヲ定

ム

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地

ヲ所有スル者ニ在リテセラレタル選挙人名簿ノ区分ヲ依ル

但シ選挙人名簿ニ登載セラレタル

者ニシテ選挙人名簿ニ登載セラ

ベキモノノ被選挙権ノ区分ニ付テ

ハ當該選挙人名簿ノ区分ニ付ル

リ之ヲ定ム選挙人名簿ニ登載セラ

レタル者ニシテ選挙人名簿ニ登載

セラレタル選挙人名簿ノ期日ニ依

リ之ヲ定ム選挙人名簿ニ登載セラ

レタル者ニシテ選挙人名簿ニ登載

セラレタル選挙人名簿ノ区分ニ付スル

者ノ選挙人名簿ニ付亦同ジ

に改める。

第十五條ノ二第二項を次のように

加える。

小作地ヲ所有スル者ノ同居ノ親族

若ハ其ノ配偶者又ハ小作地ヲ所有

スル者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシ

テ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ

因リ其ノ者ト同居セラルニ至リタ

ルモノノ所有スル小作地ニ付亦同

ジ

前項ニ於テ小作地トノ耕作ノ業

務ヲ當ム者ガ質借權、使用貸借ニ

依ル権利、地上權、永小作權又ハ

質權ニ基キ耕作ノ業務ノ目的ニ供

スル農地ヲ謂フ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ

業務ニ基キ耕作ノ業務ノ目的ニ供

スル農地ヲ謂フ

前項但書を削り、同條第三項に次の

但書を加える。

但シ貯貸借ノ解約ガ小作調停法ニ依ル調停ニ依リ爲サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

セラレタル地積ノアル農地ニ在リ

テハ當該地積(市町村農地委員會

当該地積ヲ以テ著シク不相當ト認

メ別段ノ面積ヲ以テ著シク不相當ト認

四項」を「第五項及第九項」に改め

る。

但シ農地ヲ所有セ且市町村農地

委員會が省令ノ定ムル所ニ依リ研

究ノ業務ニ當時從事セラル者ト認

メタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條ノ四から第十五條ノ八ま

でを次のように改める。

第十五條ノ四 市町村農地委員會ノ

委員ノ選舉ニ関スル事務ハ市町村

ノ選舉管理委員會之ヲ管理ス

第十五條ノ五 市町村ノ選舉管理委員會ノ選舉

ノ選舉資格ヲ調查シ第十五條ノ

二基キ毎年十二月一日現在ニ依リ

其ノ選舉資格ヲ調查シ第十五條ノ

二第三項各号ノ区分毎ニ市町村農

地委員會委員選舉人名簿ヲ調製ス

ベシ

前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又

ハ申請ニ錯誤若ハ遺漏アルトキハ

選舉人名簿ニハ選舉人名簿確定ノ

修正スルコトヲ得

選舉人名簿ニハ選舉人氏名、住

所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ

若ハ耕作ノ業務ヲ當ム農地又ハ其

ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ當ム農

地ト看做セラレタル農地ヲ含ム)

ノ面積等ヲ記載スベシ但シ第十五

條ノ二第一項ニ規定スル同居ノ親

族又ハ其ノ配偶者ノ下に「ニシテ

定数ノ比率ニ等シキコトヲ要シ且

利ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ當ム者

ノ有スルモノト看做ス

ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ三第一項中「同居ノ親

族若ハ其ノ配偶者」の下に「ニシテ

定数ノ比率ニ等シキコトヲ要シ且

利ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ當ム者

ノ有スルモノト看做ス

テハ農地ノ面積ハ土地台帳ニ登録

スル

第十五條ノ二第一項及第九項ノ規



前項ノ選舉人名簿ニハ氏名及其ノ  
者ノ属スル市町村農地委員會ノ名  
稱等ヲ記載スベシ  
地方自治法第二十六條第一項第三  
項前段第四項第六項ノ規定ハ第一  
項ノ選舉人名簿ニ付之ヲ適用ス  
第五條ノ十五 都道府縣農地委員  
會ノ委員ノ選舉ノ投票區ハ都道府  
縣ノ選舉管理委員會ノ定ムル所ニ  
依ル  
前項ノ規定ニ依リ投票區ヲ設ケタ  
ルトキハ都道府縣ノ選舉管理委員  
會之ヲ告示スベシ  
第五條ノ十六 都道府縣ノ選舉管  
理委員會特ニ必要アリト認ムルト  
キハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ  
選舉ノ開票區ヲ設ケルコトヲ得  
前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ  
之ヲ準用ス  
第五條ノ十七 第五條ノ二第三  
項乃至第五條第十四項本文及第  
十五條ノ六ノ規定ハ都道府縣農地  
委員會ニ付之ヲ準用ス  
第五條ノ十八第一項及び第二項  
中「議決」の下に「(決定又ハ裁決ヲ  
含ム)」を加え、同條を第五條ノ二  
十八とし、第五條ノ十九及び第十  
五ノ二十中「第五條ノ十五を第  
十五條ノ九」に改め、第五條ノ十一  
九を第五條ノ三十一とし、第五  
ノ二十を第五條ノ三十二とする。  
第五條ノ十七の次に次の二條を  
加える。

第五條ノ十八 地方自治法第十七  
條、第二十一條、第二十四條第一  
項第二項第四項、第二十七條第一  
項乃至第四項第六項第七項、第二

十九條、第三十一條第一項、第三  
十二條第一項第三項第四項、第三  
十三條、第三十四條、第三十五條  
第一項、第三十六條第一項、第三  
十七條、第三十九條、第四十條  
第四十一條第一項、第四十二條乃  
至第五十二條、第五十三條第一項  
十八條第一項第三項乃至第六項、  
第五十九條乃至第六十一條、第六  
十二條第一項第二項、第六十三條、  
第六十四條、第六十六條第一項乃  
至第四項第七項第八項、第六十七  
條、第六十八條第二項第三項、第  
六十九條、第七十條、第七十二條  
第一項第二項、第七十三條及第七  
八條ノ規定ハ都道府縣農地  
委員會ノ委員ノ選舉ニ付之  
ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條  
及第四十七條中「第五十條の規定」  
トアルハ「農地調整法第十五條」  
拳ニ開スル部分ヲ除クノ外都道府  
縣農地委員會ノ委員ノ選舉ニ付之  
は選舉を行わない当選人を定め  
てなおその欠員の数が前條第一  
項にいう當選人の不足數と通じて  
當選區における議員の定數  
(選舉區がないときは議員の定數)  
の六分の一を超えるに至つたと  
きトアルハ「選舉を行わないで  
當選人を定めることができない」と  
き(都道府縣農地委員會の委員の  
任期満了前六箇月以内に當選人  
不足又は委員に欠員が生じその數  
を通じて二人以下である場合にお  
いて都道府縣の選舉管理委員會が  
主務大臣の承認を得たときを除  
く)ト、第六十三條第一項中「第  
六十條第一項の期限前に普通地方  
公共團體の議會の議員に欠員を生  
じた場合」トアルハ「都道府縣農  
地委員會の委員に欠員を生じた場  
合」ト「當選人とならなかつた者  
があるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」ト、第六十  
條第三項中「第九十二条若しくは  
あるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」トアルハ「當  
選人とならなかつた者があるとき

はト、第七十二條第一項中「第  
十二條第一項中「選舉を行わない  
当選人を定めることができず又  
は更に選舉を行わないで當選人を  
定めてもなお當選人の不足數が第  
六十三條第一項にいう議員の欠員  
の数と通じて當該選舉區における  
議員の定數(選舉區がないときは  
議員の定數)の六分の一を超える  
に至つたとき」トアリ、第六十三  
條第一項中「選舉を行わないで當  
選人を定めることができず若しく  
は選舉を行わないで當選人を定め  
てもなおその欠員の数が前條第一  
項にいう當選人の不足數と通じて  
當選區における議員の定數  
(選舉區がないときは議員の定數)  
の六分の一を超えるに至つたとき  
トアルハ「選舉を行わないで  
當選人を定めることができないと  
き(都道府縣農地委員會の委員の  
任期満了前六箇月以内に當選人  
不足又は委員に欠員が生じその數  
を通じて二人以下である場合にお  
いて都道府縣の選舉管理委員會が  
主務大臣の承認を得たときを除  
く)ト、第六十三條第一項中「第  
六十條第一項の期限前に普通地方  
公共團體の議會の議員に欠員を生  
じた場合」トアルハ「都道府縣農  
地委員會の委員に欠員を生じた場  
合」ト「當選人とならなかつた者  
があるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」ト、第六十  
條第三項中「第九十二条若しくは  
あるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」トアルハ「當  
選人とならなかつた者があるとき

はト、第七十二條第一項中「第  
十二條第一項中「選舉を行わない  
当選人を定めることができず又  
は更に選舉を行わないで當選人を  
定めてもなお當選人の不足數が第  
六十三條第一項にいう議員の欠員  
の数と通じて當該選舉區における  
議員の定數(選舉區がないときは  
議員の定數)の六分の一を超える  
に至つたとき」トアリ、第六十三  
條第一項中「選舉を行わないで當  
選人を定めことができず若しく  
は選舉を行わないで當選人を定め  
てもなおその欠員の数が前條第一  
項にいう當選人の不足數と通じて  
當選區における議員の定數  
(選舉區がないときは議員の定數)  
の六分の一を超えるに至つたとき  
トアルハ「選舉を行わないで  
當選人を定めことができないと  
き(都道府縣農地委員會の委員の  
任期満了前六箇月以内に當選人  
不足又は委員に欠員が生じその數  
を通じて二人以下である場合にお  
いて都道府縣の選舉管理委員會が  
主務大臣の承認を得たときを除  
く)ト、第六十三條第一項中「第  
六十條第一項の期限前に普通地方  
公共團體の議會の議員に欠員を生  
じた場合」トアルハ「都道府縣農  
地委員會の委員に欠員を生じた場  
合」ト「當選人とならなかつた者  
があるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」ト、第六十  
條第三項中「第九十二条若しくは  
あるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」トアルハ「當  
選人とならなかつた者があるとき

はト、第七十二條第一項中「第  
十二條第一項中「選舉を行わない  
当選人を定めることができず又  
は更に選舉を行わないで當選人を  
定めてもなお當選人の不足數が第  
六十三條第一項にいう議員の欠員  
の数と通じて當該選舉區における  
議員の定數(選舉區がないときは  
議員の定數)の六分の一を超える  
に至つたとき」トアリ、第六十三  
條第一項中「選舉を行わないで當  
選人を定めことができず若しく  
は選舉を行わないで當選人を定め  
てもなおその欠員の数が前條第一  
項にいう當選人の不足數と通じて  
當選區における議員の定數  
(選舉區がないときは議員の定數)  
の六分の一を超えるに至つたとき  
トアルハ「選舉を行わないで  
當選人を定めことができないと  
き(都道府縣農地委員會の委員の  
任期満了前六箇月以内に當選人  
不足又は委員に欠員が生じその數  
を通じて二人以下である場合にお  
いて都道府縣の選舉管理委員會が  
主務大臣の承認を得たときを除  
く)ト、第六十三條第一項中「第  
六十條第一項の期限前に普通地方  
公共團體の議會の議員に欠員を生  
じた場合」トアルハ「都道府縣農  
地委員會の委員に欠員を生じた場  
合」ト「當選人とならなかつた者  
があるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」ト、第六十  
條第三項中「第九十二条若しくは  
あるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」トアルハ「當  
選人とならなかつた者があるとき

はト、第七十二條第一項中「第  
十二條第一項中「選舉を行わない  
当選人を定めことができず又  
は更に選舉を行わないで當選人を  
定めてもなお當選人の不足數が第  
六十三條第一項にいう議員の欠員  
の数と通じて當該選舉區における  
議員の定數(選舉區がないときは  
議員の定數)の六分の一を超える  
に至つたとき」トアリ、第六十三  
條第一項中「選舉を行わないで當  
選人を定めことができず若しく  
は選舉を行わないで當選人を定め  
てもなおその欠員の数が前條第一  
項にいう當選人の不足數と通じて  
當選區における議員の定數  
(選舉區がないときは議員の定數)  
の六分の一を超えるに至つたとき  
トアルハ「選舉を行わないで  
當選人を定めことができないと  
き(都道府縣農地委員會の委員の  
任期満了前六箇月以内に當選人  
不足又は委員に欠員が生じその數  
を通じて二人以下である場合にお  
いて都道府縣の選舉管理委員會が  
主務大臣の承認を得たときを除  
く)ト、第六十三條第一項中「第  
六十條第一項の期限前に普通地方  
公共團體の議會の議員に欠員を生  
じた場合」トアルハ「都道府縣農  
地委員會の委員に欠員を生じた場  
合」ト「當選人とならなかつた者  
があるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」ト、第六十  
條第三項中「第九十二条若しくは  
あるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」トアルハ「當  
選人とならなかつた者があるとき

はト、第七十二條第一項中「第  
十二條第一項中「選舉を行わない  
当選人を定めことができず又  
は更に選舉を行わないで當選人を  
定めてもなお當選人の不足數が第  
六十三條第一項にいう議員の欠員  
の数と通じて當該選舉區における  
議員の定數(選舉區がないときは  
議員の定數)の六分の一を超える  
に至つたとき」トアリ、第六十三  
條第一項中「選舉を行わないで當  
選人を定めことができず若しく  
は選舉を行わないで當選人を定め  
てもなおその欠員の数が前條第一  
項にいう當選人の不足數と通じて  
當選區における議員の定數  
(選舉區がないときは議員の定數)  
の六分の一を超えるに至つたとき  
トアルハ「選舉を行わないで  
當選人を定めことができないと  
き(都道府縣農地委員會の委員の  
任期満了前六箇月以内に當選人  
不足又は委員に欠員が生じその數  
を通じて二人以下である場合にお  
いて都道府縣の選舉管理委員會が  
主務大臣の承認を得たときを除  
く)ト、第六十三條第一項中「第  
六十條第一項の期限前に普通地方  
公共團體の議會の議員に欠員を生  
じた場合」トアルハ「都道府縣農  
地委員會の委員に欠員を生じた場  
合」ト「當選人とならなかつた者  
があるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」ト、第六十  
條第三項中「第九十二条若しくは  
あるとき」トアルハ「事由が生  
じた場合において前條第一項但書  
の得票者があるとき」トアルハ「當  
選人とならなかつた者があるとき







昭和二十四年五月十四日印刷

昭和二十四年五月十六日發行

全體院系委員會

印刷者 印刷局